

伊豆フィルハーモニー管弦楽団・モラルハザード(Moral hazard)

はじめに

本モラルハザードは懲罰ありきではなく、伊豆フィル団員が和を保ちつつ練習を楽しみ、楽団の音楽活動を円滑に継続・遂行することを目的とします。

第1条 三名以上の理事によって第4条の規程による該当ケースを理事会に提示した時は、理事会で協議の上代表が対応を決定します。なお、該当者には理事会において弁明・釈明の機会を与えなければなりません。

第2条 対応の種類は次の6種とします。

- 1) 注意 代表副代表により注意を促します。
- 2) 譴責 始末書を取り戒めます。(または戒告)
- 3) 休団勧告 1年以内の自主的な休団を勧告します。
- 4) 休団 1年以内の強制的な休団とします。(休団期間中は団費を徴収しません。)
- 5) 退団勧告 自主的な退団を勧告します。
- 6) 退団 強制的な退団とします。

第3条 団員が次の各号の何れかに該当するときは、本規定を適応することができます。

- 1) 故意または重大なる過失により、伊豆フィルに不利益もしくは損害を与えたとき。
- 2) 正当な理由なく6ヶ月以上練習または演奏会に参加しなかったとき。
- 3) 練習、または演奏会において代表または理事会の許可無く演説・集会・貼紙・掲示・印刷物配布等の行為を行ったとき。
- 4) 故意に伊豆フィルの財産または個人所有の物品等を汚損または毀損・破壊したとき。
- 5) 故意に練習、演奏の妨害を図ったとき。
- 6) 正当な理由なく伊豆フィル規約に従わず、伊豆フィルの秩序を乱したとき。
- 7) 法令により禁錮以上の刑に処せられたとき
- 8) 誹謗・中傷・暴言・威嚇またはセクシュアルハラスメントに類する秩序・風紀をみだす行為のあったとき。
- 9) 伊豆フィルの団員として不適当な行為のあったとき
- 10) 伊豆フィルの名誉・信用を著しく毀損したとき

附 則

この規則は平成21年1月1日より有効とします。